

公立大学法人県立広島大学役員の報酬等の基準（案）について

役員報酬の支給基準（案）

1 常勤の役員の報酬

(1) 報酬の種類

給料，地域手当，通勤手当及び期末特別手当

(2) 理事長の給料

月額 994,000円

※ 最初の理事長に係る特例

法人設立の前日に学長であった者が理事長となった場合において，上記の額が同日において受けていた額に達しないときは，上記の額にその差額に相当する額を加えた額とする。

(3) 理事の給料

月額728,000円～784,000円で理事長が定める額

(4) 手当

手当の種類	支給額	備考
地域手当(※)	職員に準ずる額	給料月額の3%
通勤手当	同	
期末特別手当	年間3.35か月分	役員の貢献度等を考慮して100分の10の範囲内で増減できる。

※地域手当…物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員等に対して支給される手当
広島市—3%

(5) 職員を兼務する役員の取扱い

役員報酬は支給しない。

2 非常勤役員の報酬

(1) 報酬の種類

非常勤役員手当及び通勤手当

(2) 手当

手当の種類	支給額
非常勤役員手当	月額 50,000円
通勤手当	費用弁償として職員旅費規程に基づく額を支給

役員退職手当の支給基準（案）

1 退職手当の額

退職日の役員の給料月額を基礎として、職員退職手当規程に定める方法に従い算出する。

2 業績評価

法人の業績に対する貢献度等を総合的に勘案して、当該役員の業務実績に応じて増額又は減額することができる。

3 法人職員又は県職員を退職して引き続き役員となり、そのまま役員を退職した場合の取扱い

職員の在職期間を役員の在職期間に通算し、法人職員又は県職員として退職したと仮定して計算した額を支給する。

4 退職手当の不支給

次の場合には、役員の退職手当を支給しない。

- ① 非常勤の役員が退職した場合
- ② 職員を兼務する役員が役員を退職した場合
- ③ 役員を退職し、引き続き法人職員又は県職員となる場合

(参考)

○ 職員退職手当規程に定める算定方法

$$\text{退職手当の額} = \boxed{\text{退職手当の基本額}} + \boxed{\text{退職手当の調整額}}$$

・ 退職手当の基本額

退職日における給料月額×勤続期間に対する支給率

勤続期間に対する支給率

勤続期間	支給率
1年～10年	1年につき100/100
11年～15年	1年につき110/100
16年～20年	1年につき160/100
21年～25年	1年につき200/100
26年～30年	1年につき160/100
31年～	1年につき120/100

・ 退職手当の調整額

職員の区分に応じて定める額×最大60か月

職員の区分

区分	金額(円/月)	経過措置調整額(円/月) (平成20年3月31日まで)
第1号区分	62,500	40,630
第2号区分	50,000	35,000
第3号区分	45,850	34,390
(以下略)		

※役員は第1号区分相当とする。

※退職手当の調整額…職員の在職期間のうち職務の級等が高い方から60か月分(5年分)を勘案した一定額を退職手当の基本額に加算するもの。民間企業の退職金におけるポイント制の考え方を、公務員の人事管理、人事運用等に合わせた形で採り入れた、「職責ポイント」制に相当する制度。

※調整額は、一定の場合に額が制限され、又は支給されないことがある。